（前のページより続き）

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　三
特殊法人等
企業年金基金設立関係　二九
会社その他

省　令

○厚生労働省令第三十五号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条の七の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条に次の一項を加える。

5　第二項第一号の規定にかかわらず、厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）から当該障害補償年金又は障害年金の受給権者に係る本人確認情報の提供を受けるときは、第一項の報告書には、第二項第一号に掲げる書類を添えることを要しない。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二十八条の三第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、自動車登録番号標交付代行者規則及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

国土交通大臣　前田　武志

自動車登録番号標交付代行者規則及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

（自動車登録番号標交付代行者規則の一部改正）

第一条　自動車登録番号標交付代行者規則（昭和二十六年運輸省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ハ中「又はロ」を「、ロ又はニ」に改める。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ハ中「又はロ」を「、ロ又はニ」に改める。

附　則

この省令は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

告　示

○法務省告示第百十七号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年四月二十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、南房総市役所又は千葉地方法務局館山支局に照会すること。

平成二十四年三月二十六日

法務大臣　小川　敏夫

千葉県安房郡富浦町南無谷二千二百三十七番地　藤平國太郎

○法務省告示第百十八号

北海道砂川市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十四年三月二十六日

法務大臣　小川　敏夫

北海道空知郡砂川町字上砂川二十二番地　武田卯三郎
同町字奈井江町二十三番地　山田　義光
同町字上砂川二十二番地　五十嵐　武
同所二十二番地　進藤松之助
同町字北本町三番地　居内　惣吉
同町字北光百七十三番地　慶井　甚吉
同町字奈井江千二番地　下川　清平
同町字豊沼四百四十三番地　奥田　金松
同町字焼山二百十番地　髙岡初太郎
同町字上砂川二十二番地　成田喜之助
同町字鵜三百四十六番地　庄司　清尾
同町字北本町百七十六番地　寺田　順三
同町字南本町二十九番地　中谷　藤視

○外務省告示第八十八号

平成二十四年三月十日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がアフガニスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二十八億円

3　署名者

日　本　側　髙橋礼一郎在アフガニスタン大使

アフガニスタン側　ジャーヴェド・ルーディン外務副大臣

平成二十四年三月二十六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第八十九号

平成二十四年三月十日にカブールで、カブール市東西幹線道路等整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がアフガニスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カブール市東西幹線道路等整備計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二十五億九百万円

3　署名者

日　本　側　髙橋礼一郎在アフガニスタン大使

アフガニスタン側　ジャーヴェド・ルーディン外務副大臣

平成二十四年三月二十六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第九十号

平成二十四年三月十日にカブールで、バーミヤン空港改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がアフガニスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　バーミヤン空港改修計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　十二億六千万円